# 消費者問題 -暮らしに潜む悪質商法③-

- 1原野商法トラブル
- ②催眠商法・体験談商法トラブル
- ③利殖商法(不動産投資)トラブル
- 4 有料老人ホームトラブル

## ①"原野商法"のトラブル事例

- ●過去に「原野商法(値上がり見込みが殆ど無い様な山林を、巧みな語り口で偽って販売 する商法が横行しました。
- ●最近では、上記商法被害にあった人を対象に、「何とか処分したい」という心理を悪用した、いわゆる「原野商法・二次被害」が多く発生しています。
- ●具体的には、「当該土地が高く売れる」と持ち掛け、「測量サービス・整地工事・別の 土地購入を勧める等」が実例になります。

- ●悪徳業者は、「巧みな話術のプロ」です。儲け話は「基本的には虚偽」と考える習慣が重要です。
- ●悪徳業者から契約を持ちかけられたら、先ずは契約前に土地の状況**について自分で調** ことも被害を防ぐ重要なステップです。
- ●訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、法定書面を受け取ってから 18日以内」なら クーリングオフが出来ます。

#### ②"催眠商法・体験談商法"のトラブル事例

- ●狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、「買わなくては 損!」という様な「催眠状態」を作り出して、高揚感を煽る商法です。
- ●冷静な判断を抑制して、高額な商品を売りつけるのが典型例です。
- ●また、「偽りの体験談」(例:自分も使ってみたら○○の様な効果があった等)を活用 して、「あなたにも効果があるかも」と思い込ませる手法もあります。

- ●当該商法のアプローチとして、いわゆる「さくら」を利用して、会場に入りやすい雰囲気を作ります。「人が多く並んでいるのに、勧誘してくる」というのは理屈上はおかしなことです。
- ●とにかく、そのような集まりは怪しいと思う習慣をつけて、**近**づかない権**は**
- ●また、会場に入ってしまった場合にも、「個人情報(住所・等)の記載は控えることも重要なことです。

## ③"利殖商法(不動産投資)"のトラブル事例

- ●不動産投資の利殖商法では、以下の様な「劇場型勧誘」による被害が多く見られます。
- ●例えば、(1)A社から"水源地の権利を買わないか?"というDMが届き…(2)その後、B社から"A社からの水源地の権利を高値で購入する!"という、投資欲を煽る連絡が入ります。
- ●結局、購入した後には、A社もB社も連絡つかなるなるといった状態の詐欺に陥ります。

- ●「不動産投資での儲け話は存在しない」という考え方を身に付けましょう。そもそも、そんなに儲かるのであれば、当該業者がやるはずですね。
- ●どうしても関心が起きてしまった場合は、当該場所の住所を聞き出して、「先ずは法務局 で調べてみます」等の切り替えしを行って下さい。
- ●劇場型の詐欺は、最後は「畳み掛けて契約につなげ様:とするのが特徴です。「自分だけでは決定権がないので」等の言葉がけや、知人に実際に相談する習慣が重要です。

#### ④"有料老人ホーム"のトラブル事例

- ●高齢社会が急速に進展の中、有料老人ホームにおける消費者トラブルが増加しています。
- ●モデルパターン①「契約・解約に関するトラブル」では、具体例としては、「入居をキャンセルしたのに入居申込金が返ってこない」「1年で途中退去したのに、入居一時金が殆ど変換されない」等が挙げられます。
- ●モデルパターン②「価格・料金に関するトラブル」では、「月額利用料金を突然利用すると言われた」等が挙げられます。

- ●契約時に「契約書」に関しては、相当に読み込んでおき、疑問に思うことはリストアップ し、必ず確認するする習慣をつけて下さい。
- ●また、確認したことは「覚書書」等にまとめて、契約書に添けすることも重要です
- ●また、見学や体験入居により、サービス内容等の確認を、幾つかの物件と比較検討を行う ことで課題点も見えてきます。